

8.10.2  
3082

蒙認第四三〇八號

昭和六年九月二十八日 警視總監高 橋 守 雄

内務大臣安達謙藏殿  
社會局長官殿  
各廳府縣長官殿（八大廳府縣）

東京セル口イド加工所勞働争議ニ対スル件（元四報）

1. 本主ハ経営者ト、支那ノ通商相手ヲ就キシテ所立工場マニ居ト工場放任、放棄ナリ
2. 稽査委員ハ社員ト共用三工場修理ヲ申出テクルモ拒絶セラレ社長ノ不誠意、懐懃ニセ
3. 金取引化ニ於テハ別途（内相等下ニシテ）一括ナ「敵」耳奉リ都度ノ差戻ル旨指掌持  
フ獲得スルカ如キ事ナク御クニシテ恢復確か、連絡アルニ連絡サル模様ナリ

要旨